

業務委託契約書

貴社(以下「甲」という。)とサブファイブブランディングパートナーこと神田 敦太(以下「乙」という。)とは、甲を委託者、乙を受託者として、次のとおり業務委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条（委託業務）

1. 甲は、乙に対し、以下の業務(以下「本件業務という。 」)を委託し、乙はこれを受託する。

【業務の内容】 甲の事業に関するデザイン・設計業務及び印刷業務

2. 本件業務の遂行にあたって、甲の指定するツールやテンプレートがある場合、乙はそれ を利用するものとし、その他、業務の遂行にあたっては、次条の協議により定められた甲の 指示及び甲の定める期限を遵守するものとする。
3. 乙が、不可抗力もしくははやむを得ない事情により、本件業務の履行が困難となる場合、 もしくは著しい遅延が見込まれる場合、乙は、可及的速やかに甲にその旨を報告し、善後策 を協議するものとする。

第2条（委託業務の決定）

甲が乙に委託する個別の業務については、甲乙間で都度協議の上、決定するものとする。

第3条（業務委託料）

1. 甲は乙に対し、本件業務の遂行の対価として、前条の規定に基づく個別の業務の協議により決定した金額と業務に要した実費を支払う。

2. 乙は、前項の委託料は事前振込とし、毎月末日までに甲が指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとする。また実費を毎月末日締めで、甲は、乙からの請求書に基づき、翌月25日までに甲が指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

第4条（守秘義務）

甲及び乙は、本件業務の遂行にあたって相手方から開示された機密情報やデータについて、平成 年 月 日付秘密保持契約書の定めに従い、適正かつ厳正に管理するものとする。

第5条（再委託）

1. 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、案件の全部もしくは一部を第三者に再委託してはならないものとする。
2. 乙は、前項に基づく甲の承諾を得て第三者に再委託するときは、乙の責任において再委託先の選定を適切に行うとともに、当該第三者に本契約に基づき乙が負担する義務と同等の義務を課し、かかる義務が履行されかつ甲の権利が侵害されないよう監督しなければならない。

第6条（変更）

本契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙間の協議の上合意をもってこれを変更するものとする。

第7条（解除及び期限の利益の喪失）

1. 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方は、催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これに準じる手続が開始されたとき。

- (2) 弁護士や司法書士からの債務整理通知、破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て又は特別清算開始の申立てがなされたとき。
 - (3) 本契約又は個別契約の一つにでも違反したとき。
 - (4) 自ら振り出し又は引き受けた手形・小切手が1回でも不渡りとなったとき、又は支払停止の状態に至ったとき。
 - (5) その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じたとき。
2. 甲が前項各号のいずれかに該当した場合、甲は当然に本契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、甲は乙に対して、その時点において甲が負担する債務を直ちに一括して弁済しなければならない。
3. 甲又は乙は、第1項の規定により本契約及び個別契約を解除した場合であっても、相手方の債務不履行によって生じた損害の賠償を相手方に請求することができる。

第8条（解約）

甲又は乙は、本契約の有効期間中に本契約を解約する場合、1ヶ月前までに文書にて申し出るものとし、相手方が協議を申し出た場合は、誠実に対応する。

第9条（不可抗力）

本件業務の遂行が甲乙双方の責に帰すべからず、事由により不能(一部不能を含む。)又は履行遅滞になった場合に生じた損害については、相互に賠償責任を負わない。

第10条（譲渡等）

甲及び乙は、相互の書面による事前の同意なく、本契約の地位もしくは本契約に基づく一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、あるいは担保の目的に供してはならない。

第11条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は平成 年 月 日から、1 年とする。
2. 前項の期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからでも、相手方に対する文書による別段の意思表示のないときは、本契約は 1 年間自動的に同一条件で更新されるものとし、その後の更新についても同様とする。

第12条（損害賠償責任）

乙が本件業務の履行にあたり、故意または重大な過失により、甲に損害を与えた場合、乙は甲に対して、甲が被った直接かつ通常損害賠償する義務を負うものとする。

第13条（本契約終了後の措置）

甲及び乙は、本契約が有効期間満了により終了した場合においても、既に本契約に基づいて締結された個別契約については、当該個別契約が終了するまでの間、なお本契約の定めるところに従う。

第14条（専属的合意管轄）

本契約及び個別契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

第15条（協議事項）

本契約に記載なき事項及び本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合は、都度、甲乙間において信義誠実の原則に基づき協議し、解決するものとする。

第16条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- ② 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準じる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- ④ 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2. 甲は、乙が次のいずれかに該当した場合には、乙に対し何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

- (1) 前項(1)又は(2)の確約に反する表明をしたことが判明した場合
- (2) 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- (3) 前項(4)の確約に反した行為をした場合

3. 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は甲に対して、甲の被った損害を賠償する。

4. 第2項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、解除により生じる損害について、甲に対し、一切の請求を行わない。

本契約成立の証として本書 2 通を作成し、甲乙両者記名捺印のうえ各 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

【甲】

住 所

会 社 名

代 表 者 名

【乙】

住 所 名古屋市中区栄3-32-23 青木ビル西館3F

会 社 名 サブファイブブランディングパートナー

代 表 者 名 神 田 敦 太